

○宮崎大学工学部 I C Tソリューションセンター運営委員会規程

令和5年2月14日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学工学部 I C Tソリューションセンター規程第5条第2項の規定に基づき、宮崎大学工学部 I C Tソリューションセンター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) I C Tソリューションセンター（以下「センター」という。）の規程等の制定及び改廃に関すること。
- (2) センターの予算決算に関すること。
- (3) センターの設備・機器等に関すること。
- (4) センター次長の推薦に関すること。
- (5) 工学部教育研究支援技術センター（以下「技術センター」）が推薦したセンター主任及びセンター副主任の承認に関すること。
- (6) その他、センターの運営に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター次長（第3号委員から委員の互選により選出する。）
- (3) プログラムから選出された教員各1名（センター長の所属するプログラムは除く。）
- (4) センター主任（技術職員）
- (5) センター副主任（技術職員）

(任期)

第4条 前条第3号委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、第3条第2号の委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、原則として全ての委員の出席をもって成立する。

2 委員に事故があるときは、その代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた時は、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、工学部総務係において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。